

平成 26 年試験

論文式試験問題

租税法

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子や筆記用具に触れないで下さい。触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 2 試験中、使用が認められたもの以外は、すべてかばん等にしまい、足元に置いて下さい。衣類のポケット等にも入れないで下さい。試験中、使用が認められているものは、次のとおりです。
〔筆記用具、修正液(修正テープ)、算盤又は電卓(基準に適合したものに限る。)、定規、ホッチキス及び時計(通信機能を有するものを除く。)]
使用が認められたもの以外のものを机に出している場合は、不正受験とみなすことがあります。試験中においても、試験官が必要と認めた場合には、携行品の確認をすることがあります。
- 3 携帯電話等の通信機器の取扱いについては、試験官の指示に従って下さい。指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 4 試験官の指示に従わない場合、また、周囲に迷惑をかける等、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 5 不正受験と認めた場合、直ちに退室を命ずることがあります。
- 6 試験時間は 2 時間です。
- 7 試験開始の合図により、試験を始めて下さい。
- 8 試験問題、答案用紙及び試験用法令基準等は必ず机の上に置いて下さい。椅子や机の下等には置かないで下さい。
- 9 この問題冊子は、1 頁から 19 頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って挙手し、試験官に申し出て下さい。
- 10 答案用紙は問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- 11 答案は配付した答案用紙の所定欄に記載し、欄外には記載しないで下さい。答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。)を使用して下さい。
- 12 受験番号シールは、試験開始の合図の後、各答案用紙の左上の所定欄に貼付して下さい。各問の答案用紙が複数枚のものについては、1 枚目だけでなく、2 枚目以降にも受験番号シールを貼付して下さい。受験番号シールが貼付されていない場合は、答案が採点されません。
- 13 答案用紙は必ず切り取り線で切り離れたうえで提出して下さい。各問の答案用紙が複数枚のものについても、ホッチキスで留めたりせず、必ず切り離れた状態で提出して下さい。
- 14 問題に関する質問には一切応じません。
- 15 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験室からの退室はできません。それ以外の時間に中途退室する場合には、必ず挙手し、試験官が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないで下さい。
- 16 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験官の指示に従って下さい。
- 17 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、答案用紙を裏返して下さい。試験終了後に、答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。試験官が答案用紙を集め終わり、指示するまで絶対に席を立たないで下さい。
- 18 問題冊子、試験用法令基準等は、試験終了後、持ち帰ることができます。
なお、中途退室する場合には問題冊子、試験用法令基準等の持ち出しは認めません。問題冊子、試験用法令基準等が必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来て下さい。

平成26年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100点) {第2問とあわせ}

{時 間 2時間}

第 1 問 (40点)

問題 1 次の事案について、以下の問いに答えなさい。なお、同族会社の行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

内国法人であるA株式会社(以下「A社」という)の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。以下ではA社の事業年度について、平成24年4月1日に開始するものを平成24事業年度というように表記する。

A社は、衣料品の販売業を営んでおり、X(居住者)が代表取締役、Xの長男Yが取締役を務めていた。A社の経営全般はXが主導し、長男Yは主に経理業務や顧客サービスの企画立案等の業務を行っていた。

平成25年3月31日に取締役会が開催され、Xは、代表取締役を退任(取締役も辞任)し、監査役に就任して、その後経営に一切関与しないこととなった。そして、Yが新たにA社の代表取締役に就任した。これらに関する登記は、平成25年4月1日付けで行われた。

上記取締役会において、新たにA社の経営全般を主導することとなった代表取締役Yの同年4月以降の役員給与を月額20万円から月額50万円に増額すること、及び監査役Xは、無報酬とすることが決議された。

また、上記取締役会と同日に開催された臨時株主総会において、Xのこれまでの職務の遂行に対する慰労金として4,000万円を支給する旨が決議され(この金額は不相当に高額ではない)、平成25年5月1日にXに対して4,000万円が支払われた。なお、A社は、役員等の退職給与等の支給規程を定めていなかった。

A社は、かねてから役員等の退職金等の原資にあてるため、B生命保険会社(内国法人)の養老保険(Xを被保険者、保険期間5年、満期保険金3,000万円の受取人をA社、死亡保険金の受取人もA社とする保険契約)に加入し、保険料を支払っていた。なお、平成24事業年度における支払保険料の総額は、600万円であった。この養老保険は、平成25年4月10日に満期となり、A社は満期保険金3,000万円を受け取った。

問 1 上記慰労金4,000万円は、A社の平成24事業年度の所得の計算上、どのように取り扱われるべきか。

問 2 A社が受け取った上記養老保険の満期保険金3,000万円は、消費税法上どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

平成26年論文式租税法

平成26年論文式租税法

問 3 Xは、A社から平成25年5月1日に受け取った慰労金4,000万円を所得税法上どのように取り扱うべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 4 A社が、平成24事業年度に支払った上記養老保険の保険料総額600万円は、同事業年度の所得の計算上、どのように取り扱われるべきか。

問題 2 次の事案について、以下の問いに答えなさい。

A社及びB社は、いずれも内国法人である株式会社であり、青色申告法人であって、4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下ではA社及びB社の事業年度について、平成23年4月1日に開始するものを平成23事業年度というように表記する。A社及びB社は、いずれも建設業を営んでいる。また、A社は、B社の発行済株式の全てを保有している。

Cは、居住者であって、製造業を営む個人事業者であり、青色申告者である。また、消費税について平成18年から簡易課税制度の適用を受けている。Cの主たる業務は、A社への建設資材販売である。

A社はB社に、平成23年5月に、所有する帳簿価額3,000万円の土地甲を、その時点の時価相当額である5,000万円で譲渡した。

A社は、平成23年6月に、工事期間を3年、対価を15億円、目的物引渡時に対価を支払うものとするビルの建設工事を請け負った。Cは、これによってA社への建設資材の販売が増加すると予想して、同年7月にその製造機器を新たに購入した。

平成24年1月に、Cの事業場で火災が発生し、上記製造機器が滅失した。Cは、その製造機器について保険を掛けていなかった。

A社は、この工事請負により経営状態が改善したこともあって、平成24年8月に、工事が行われているD市に対して1,000万円の寄附をした。この寄附はD市から求められたものではなく、A社が自発的に行ったものである。

問い 以下の税務処理に関する各記述のうち、正しい場合には○、誤っている場合には×を、解答欄の「○×欄」に記入しなさい。また、当該各記述に係る税務処理が正しい場合はその根拠となる法律の条文を、誤っている場合は正しい税務処理及びその根拠となる法律の条文を、解答欄の「記述欄」に記入しなさい。

なお、同族会社の行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

- ① A社の平成23事業年度における所得の計算上、土地甲の譲渡の対価である5,000万円が益金に、その帳簿価額である3,000万円が損金に算入される。さらに、A社は、譲渡益に相当する2,000万円を損金に算入しなければならない。
- ② A社は、平成23年6月に請け負った工事に係る収益の額及び費用の額につき、工事進行基準の方法により経理した場合に限り、その経理した収益の額及び費用の額を、法人税法上も益金の額及び損金の額に算入することができる。
- ③ Cは、平成23年7月に行った上記製造機器購入の後に、その方が有利であると判断したとしても、平成23年分の消費税について、簡易課税制度の適用を取りやめることはで

きない。

- ④ Cは、平成24年分の所得税の計算上、上記製造機器の滅失について、その時価相当額を資産損失として事業所得に係る必要経費に算入してもよいし、雑損控除として総所得金額から控除してもよい。
- ⑤ A社は、平成24年8月に行ったD市への1,000万円の寄附について、法定申告期限内の当初申告において、当該寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付をしなければ、修正申告書又は更正請求書にそれらを添付したとしても、その金額を損金に算入することはできない。

平成26年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100点) {第1問とあわせ
時 間 2時間}

第 2 問 (60点)

問題 1 普通法人である甲株式会社(以下、「当社」という)の当期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)における確定申告により納付すべき法人税額を、以下の資料に基づき計算しなさい。

＜解答に当たっての注意事項＞(下記指示によらなければ、配点がないので、注意すること。)

- (1) 各行ごとに、加算及び減算すべき金額があるときは、相殺して純額を記入しなさい。
- (2) 加算及び減算すべき金額が共に生じない場合には、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を明記しなさい。
- (3) 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入すること。

1. 全般的な資料及び注意事項

- (1) 当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人であり、医療用医薬品の開発・製造・販売を主たる事業とする非上場会社である。
- (2) 当社は、当期末において同族会社に該当しない。
- (3) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中、売掛金は税込金額、それ以外の取引金額等はすべて税抜きの金額である。
- (4) 問題文中の住民税は、道府県民税及び市町村民税の合計である。また、事業税等には地方法人特別税を含んでいる。
- (5) 特に指定されているものを除き、当社にとって、納付すべき法人税額が最も有利になるように計算しなさい。

2. 財務諸表上の数値

当期の財務諸表上の数値は、以下のとおりである。

- (1) 当期末の資本金の額は、500,000,000円である。
- (2) 損益計算書上の当期純利益の額は、2,500,000,000円である。

平成26年論文式租税法

3. 受取利息及び配当金等についての資料

(1) 当期の「受取利息及び配当金等」の内訳は、下表のとおりである。なお、当社では、損益計算書上、下表の「収入金額」の欄の合計金額を「受取利息及び配当金」に、「源泉徴収税額等」の欄の合計金額を「法人税等」に、それぞれ計上している。

(単位：円)

銘柄等	区 分	計 算 期 間	収入金額	源泉徴収税額等(注7)	備 考
A株式	期末配当	平成25年1月1日 ～平成25年12月31日	10,000,000	2,042,000 (うち42,000)	(注1)
B株式	期末配当	平成24年4月1日 ～平成25年3月31日	2,000,000	142,940 (うち2,940)	(注2)
C株式	期末配当	平成24年8月1日 ～平成25年9月30日	1,000,000	100,000 (うち0)	(注3)
D証券 投資信託	収益分配金	平成24年7月1日 ～平成25年6月30日	10,500,000	750,435 (うち15,435)	(注4)
E公社債 投資信託	収益分配金	平成24年10月1日 ～平成25年9月30日	8,000,000	1,625,200 (うち25,200)	(注5)
銀行預金 利息	利子	—	10,000,000	2,031,500 (うち31,500)	(注6)

(注1) A株式は、非上場内国法人A社が発行する株式であるが、当社はA株式を平成25年10月1日に取得し(株式保有割合30%)、当期末まで引き続き所有している。A社は期末配当基準日を平成25年12月31日、配当の効力発生日を平成26年3月20日としている。

(注2) B株式は、上場内国法人B社が発行する株式であるが、当社はB株式を30年前に取得し(株式保有割合0.7%)、当期末まで引き続き所有している。B社は期末配当基準日を平成25年3月31日、配当の効力発生日を平成25年6月27日としている。なお、B株式は期末に時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額(税効果考慮後の額)は純資産の部に計上する全部純資産直入法により処理している。

(注3) C株式の発行法人であるC社は、X国に本店を有する未上場外国法人である。当社は、C株式(C社の発行済株式総数の70%相当)を平成24年7月2日に取得しており、取得後元本に移動はない。C社は期末配当基準日を平成25年9月30日、配当の効力発生日を平成25年11月20日としている。なお、上記表中の源泉徴収税額等は、X国で適正に課された源泉徴収外国税額100,000円である。

(注4) D証券投資信託は、その信託財産を主として国内の株式に運用することになっている証券投資信託である。当社はD証券投資信託を平成23年11月7日に取得しており、当期末まで継続保有している。

(注5) 当社はE公社債投資信託を平成24年1月25日に取得しており、当期末まで継続保有している。なお、源泉徴収税額等に住民税利子割額400,000円が含まれている。

平成26年論文式租税法

(注6) 源泉徴収税額等に住民税利子割額 500,000 円が含まれている。

(注7) 「源泉徴収税額等」の欄の()書きは復興特別所得税の額である。

- (2) 前期及び当期における負債の利子及び関連する事項並びに総資産の帳簿価額の金額(当期及び前期の確定した決算に基づく貸借対照表、損益計算書に計上されている金額)は、それぞれ下表のとおりである。

(単位：円)

項 目	前 期	当 期	備 考
支払利息	37,400,000	42,700,000	
A 株式	—	500,000,000	
B 株式	40,700,000	54,800,000	(注1)
C 株式	200,000,000	200,000,000	
D 証券投資信託受益権	150,000,000	150,000,000	
E 公社債投資信託受益権	400,000,000	400,000,000	
銀行預金	5,170,502,121	5,912,870,200	
金銭債権から控除された貸倒引当金	48,000,000	90,400,000	
総資産	31,471,125,073	37,259,428,210	(注2)

(注1) B 株式の株式評価差額は、貸借対照表の「純資産の部」に「その他有価証券評価差額金」を前期に△ 24,362,070 円、当期に△ 16,218,720 円、これに係る「繰延税金資産」を「資産の部」に前期に 14,937,930 円、当期に 8,981,280 円計上している。

(注2) 計上されている繰延税金資産の額は総資産の帳簿価額の金額に含めている。

4. 減価償却についての資料

当社が当期末において所有する減価償却資産のうち、検討を要するものは下記の資産であり、下記以外の資産については適正に処理されている(「8. ソフトウェアについての資料」を除く)。なお、当社は設立以来、減価償却資産の償却方法選定の届出を行っていない。

また、償却限度額の計算における 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(単位：円)

種 類	事業の用に供した年月日	法定耐用年数	取得価額	期首帳簿価額(会計上)	損金経理した償却費等の額	備 考
機械装置 F	平成 21 年 7 月 7 日	6 年	12,000,000	1,400,000	700,000	(注1)
機械装置 G	平成 25 年 6 月 3 日	10 年	1,500,000	—	600,000	(注2)
機械装置 H	平成 16 年 10 月 10 日	6 年	5,000,000	100,000	—	(注3)
ソフトウェア	平成 22 年 10 月 8 日	5 年	72,000,000	12,000,000	12,000,000	(注4)

(注1) 当社は、当期に機械装置 F につき使用価値の増加を目的とした資本的支出を行い、法人税法施行令第 55 条第 1 項に基づき、それぞれ種類及び耐用年数を同じくする減価償

平成26年論文式租税法

却資産を新たに取得したものとして償却計算を行った。なお、機械装置Fは前期以前から減価償却超過額 234,187 円が繰り越されている。

資本的支出額	法定耐用年数	損金経理した償却費等の額	支出年月日 (事業の用に供した年月日)
2,000,000 円	6 年	800,000 円	平成 25 年 6 月 20 日

(注 2) 機械装置Gは、当期の平成 25 年 6 月 3 日に得意先である乙株式会社において 6 年間使用されたものを 1,500,000 円で取得し、直ちに事業の用に供したものである。なお、機械装置Gの残存耐用年数を見積もることは困難である。

(注 3) 機械装置Hは、会計上は前期に税務上の償却可能限度額まで償却しており、減価償却超過額 150,000 円が繰り越されている。

(注 4) 過去に行われた税務調査の指摘に基づき、修正申告においてソフトウェアの税務上の耐用年数を 3 年から 5 年に訂正したが、会計上はその後も従来通り 3 年の耐用年数を継続して減価償却計算を実施している。なお、前期末の償却限度超過額は 24,000,000 円であり、減価償却に関する明細書に記載して申告調整を行っている。

償却率等は次のとおりである。

(イ) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産の償却率

法定耐用年数	2 年	5 年	6 年	8 年	10 年
旧定額法の償却率	0.500	0.200	0.166	0.125	0.100
旧定率法の償却率	0.684	0.369	0.319	0.250	0.206

(ロ) 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率及び平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率等

法定耐用年数	2 年	5 年	6 年	8 年	10 年
定額法の償却率	0.500	0.200	0.167	0.125	0.100
定率法の償却率	1.000	0.500	0.417	0.313	0.250
改定償却率	—	1.000	0.500	0.334	0.334
保証率	—	0.06249	0.05776	0.05111	0.04448

(ハ) 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率等

法定耐用年数	2 年	5 年	6 年	8 年	10 年
定率法の償却率	1.000	0.400	0.333	0.250	0.200
改定償却率	—	0.500	0.334	0.334	0.250
保証率	—	0.10800	0.09911	0.07909	0.06552

平成26年論文式租税法

5. リース取引についての資料

当社は、平成25年11月1日に次の内容のリース契約をリース会社と締結し、同日より事業の用に供している。当該契約によるリース取引は、法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引に該当する。

リース資産の種類	機械装置
リース期間中のリース料の総額	192,000,000円(注1, 2) (月額2,000,000円)
当期損金経理した支払リース料	10,000,000円
リース期間	8年(96月)
法定耐用年数	10年
再リース	リース期間終了後は、月額700,000円で1年間の再リースをすることができる。(注3)

(注1) リース料の内訳(リース契約書に下記の金額が区分されている。)

機械装置の取得価額 172,800,000円
利息相当額 19,200,000円

(注2) リース資産の取得に際して、引取運賃800,000円及び据付費(試運転作業を含む)4,000,000円を支出し、全額を当期の費用として計上している。

(注3) 再リースをするかどうかは未定である。

6. 租税公課等についての資料

当社の当期における未払法人税等及び繰延税金資産の会計上の増減は、以下のとおりである。

本設問における「未払法人税等」「繰延税金資産」は貸借対照表科目、「法人税等」「法人税等調整額」は損益計算書科目を示す。なお、前期の租税公課に係る税務上の調整は、全て適正に行われている。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
未払法人税等				
法人税	560,000,000	620,000,000	560,000,000	620,000,000
住民税	140,000,000	153,000,000	140,000,000	153,000,000
事業税等	178,000,000	195,000,000	178,000,000	195,000,000
合 計	878,000,000	968,000,000	878,000,000	968,000,000
繰延税金資産 (繰延税金負債 相殺後)(注)	890,000,000	522,000,000	452,000,000	960,000,000

(注) 繰延税金資産の増加額及び減少額は全て「法人税等調整額」として計上されるものであり、その他有価証券評価差額金に対する繰延税金資産(「3. 受取利息及び配当金等についての資料」参照)は上記に含まれていない。

平成26年論文式租税法

(1) 当期において前期分の確定税額(法人税 558,000,000 円, 住民税 138,000,000 円, 事業税等 177,000,000 円)を納付した際, 以下の会計処理を行った。

(借方) 未払法人税等 878,000,000 (貸方) 現金預金 873,000,000
法人税等 5,000,000

(2) 当期の中間納付額は, 法人税 362,000,000 円, 住民税 90,000,000 円, 事業税等 115,000,000 円であり, 納付時に以下の会計処理を行った。

(借方) 法人税等 567,000,000 (貸方) 現金預金 567,000,000

(3) 未払法人税等の当期増加額は, 当期の確定申告に基づく見込納付額であり, 決算時に以下の会計処理を行った。

(借方) 法人税等 968,000,000 (貸方) 未払法人税等 968,000,000

(4) 受取利息及び配当金等に係る源泉徴収税額等は, 各納付時に以下の会計処理を行った(「3. 受取利息及び配当金等についての資料」参照)。

(借方) 法人税等 6,692,075 (貸方) 受取利息及び配当金 6,692,075

(5) 繰延税金資産(繰延税金負債相殺後)については, 当期の純増加額が法人税等調整額として計上されている。

(6) 当期の損益計算書・販売費及び一般管理費の租税公課勘定には, 以下のものが含まれている。

- ① 前期分の確定法人税額に対する利子税の納付額 100,000 円
- ② 当期の中間納付法人税額を期限後に納付したことに係る延滞税納付額 300,000 円
- ③ 平成 26 年 4 月 11 日を賦課決定日とする固定資産税の第 1 期納付額 28,000,000 円の未払計上額
- ④ 印紙税の納付額が 300,000 円あり, そのうち 30,000 円は過怠税

7. 貸倒損失及び貸倒引当金についての資料

当社の貸倒損失及び貸倒引当金に関する資料は, 以下のとおりである。

なお, 平成 23 年度法人税法改正に係る経過措置により, 平成 26 年 3 月 31 日に終了する事業年度の貸倒引当金繰入限度額は, 改正前の規定による繰入限度額の 2/4 に相当する金額である。

(1) 取引先〇社は, 平成 26 年 2 月 3 日に会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた。当社の〇社に対する債権はすべて貸付金であり, 更生計画案によると更生担保権 8,000,000 円, 一般更生債権 30,000,000 円と記載されており, 更生担保権は 5 年均等弁済, 一般更生債権は 80 %が認可決定時に切り捨てられ, 権利変更後の更生債権は 10 年均等弁済されることになっている。いずれも第 1 回目の弁済は平成 26 年 3 月であり, 更生計画案どおりに入金済みである。当期において 24,000,000 円を貸倒損失として計上し, 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金 5,400,000 円を繰り入れる経理処理を行った。なお, 〇社の更生手続開始決定は平成 25 年 1 月であり, 当社は前期末に 30,000,000 円の貸倒引当金を計上し(うち個別評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度超過額 18,750,000 円は前期に適正に税務調整を行っている), 当

平成26年論文式租税法

期において前期末の貸倒引当金全額を収益に計上している。

- (2) 得意先P社は平成26年3月24日に裁判所から民事再生計画認可決定を受け、平成26年4月に認可決定が確定した。当社はP社に対して再生債権(売掛金)8,400,000円(平成25年8月の開始決定前に出荷した製品代金)を有していたが、同社の再生計画案によると、認可決定時に再生債権の85%が権利変更により切り捨てられ、15%が平成26年6月に一括弁済されることになっている。当社は当期に何ら貸倒れに係る経理処理は行っていない。
- (3) Q社に対して貸付金60,000,000円を有しているが(未収利息は計上していない)、同社は債務超過の状態が相当期間継続し、かつその営む事業に好転の見込みがない。当社はQ社所有の土地(時価80,000,000円)に第2順位の抵当権を設定しているが(第1順位抵当権者の抵当権設定額は70,000,000円であり、当該抵当権者は同額の債権を保有している)、その処分には相当の日時を要する見込みである。担保物の処分以外に回収が見込まれないことから、当期において60,000,000円を個別評価金銭債権に係る貸倒引当金に繰り入れる経理処理を行った。なお、貸付金に対する保証人は設定されていない。また貸倒引当金の繰入事由が生じていることを証する書類は当社にて保存している。
- (4) 当期末における金銭債権等の種類と金額(貸倒引当金控除前)は下記のとおりである。

(単位：円)

金銭債権等の種類	金 額
受取手形(製品の代価)	1,440,000,000
売掛金	5,624,000,000
未収入金(貸付金未収利息)	900,000
未収入金(仕入割戻し)	30,000,000
貸付金	120,000,000
敷金及び保証金	200,000,000
破産更生債権等	80,200,000

(注) 個別貸倒引当金対象債権は、破産更生債権等の科目に分類、計上している。

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金を計算する際の税務上の貸倒実績率に関する資料は次のとおりである。

(単位：円)

区 分	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
貸倒損失額	13,500,000	14,000,000	26,750,000
一括評価金銭債権の額	5,849,000,000	6,108,000,000	6,324,900,000

(注1) 上記会計期間に決算期変更は行っていない。

(注2) 貸倒実績率を算定する際、小数点以下四位未満の端数は切り上げる。

(注3) 平成25年3月期の貸倒損失額には、〇社に対する税務上の貸倒引当金繰入額を含んでいる。

当期において一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入額 25,000,000 円を損金経理により計上している。なお、前期計上した一括評価金銭債権に係る貸倒引当金は 18,000,000 円であり(うち繰入限度超過額 4,500,000 円は適正に税務調整を行っている)、当期に全額を取り崩して収益に計上している。

8. ソフトウェアについての資料

当期に自社利用ソフトウェアの製作に関連する費用が、販売費及び一般管理費に以下のとおり含まれている。

人件費(社内製作時間を基に適正に集計した費用)	4,000,000 円
外注費(一部製作を他社に委託した費用)	1,000,000 円
製作のために要した間接費	190,000 円

このソフトウェアは当社が主体となって製作を行い、平成 26 年 2 月に完成と同時に事業の用に供している。当社は将来の収益獲得又は費用削減の効果が確実であると認められるものは、会計上資産に計上して、償却を行っている。このソフトウェアは、その利用により将来の収益獲得または費用削減が確実かどうかは判断できないが、運用次第では一定の効果が期待できるものであり、研究開発用ソフトウェアには該当しない。なお、ソフトウェアの税務上の耐用年数は 5 年である。

9. 試験研究費についての資料

当社の当期において行った試験研究費に関する資料は以下のとおりである。

(1) 当社は、研究開発センターを拠点に研究開発に取り組んでおり、当期において損金経理された試験研究費の額の内訳は次のとおりである。

① 原材料費	540,742,000 円
② 労務費	
(イ) 研究開発センターの専属主任研究員分	380,268,000 円
(ロ) 研究開発センターの警備及び事務職員等	30,000,000 円
③ 経費	
(イ) 研究開発センターに係る一般管理費	60,000,000 円
(ロ) 研究開発センターの建物に係る減価償却費	72,000,000 円
(ハ) 試験研究用の機械装置に係る減価償却費	130,000,000 円
(ニ) 株式会社甲に試験研究を委託した費用	7,000,000 円

(注) 上記の減価償却費は全て税務上適正額である。

(2) 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額は、それぞれ 980,000,000 円及び 1,017,000,000 円である。

(3) 平均売上金額は 21,697,124,125 円である。

(4) 税額控除割合に小数点以下 3 位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

平成26年論文式租税法

問題 2 居住者である乙、丙両氏の平成 25 年分の確定申告について、[参考資料 1]・[参考資料 2]を参考にして下記 **問 1** **問 2** の各設問に答えなさい。

なお、計算に当たっての端数処理は、答案用紙記載の指示に従い、消費税及び地方消費税は考慮しない。

又、答案用紙中、XXX, XXX, XXX の金額は各自で求め、解答は必ず答案用紙に指定された枠内に記入すること。

問 1 居住者である乙氏(平成 25 年 12 月 31 日現在 60 歳)は、平成 25 年中に勤務先を退職し、物品卸売業の事業を開業した。乙氏の平成 25 年分の所得税の確定申告に関し、下記[資料 1]・[資料 2]に基づいて、答案用紙の 1. 各種所得金額の計算、2. 課税標準の計算(一部)、3. 所得控除額の計算、4. 課税所得金額の計算(一部)の各所定の枠に金額を記入しなさい。

[資料 1] 各種所得に関する資料

所得の種類	明 細 等
(1)給与所得	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年分給与所得の源泉徴収票の記載(抜粋) ①支払金額 4,800,000 円 ②退職日 平成 25 年 6 月 25 日
(2)退職所得	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記載等(抜粋) ①支払金額 30,000,000 円 (内訳 一般退職手当等 25,000,000 円, 特定役員退職手当等 5,000,000 円) ②就職年月日 昭和 50 年(1975 年) 4 月 1 日 ③退職年月日 平成 25 年(2013 年) 6 月 25 日 ④特定役員等勤続年数 3 年(平成 22 年(2010 年) 6 月 26 日(役員就任)から平成 25 年(2013 年) 6 月 25 日) なお、特定役員等勤続期間と一般勤続期間の重複はない。 ⑤役員就任時に使用人期間に係る一般退職手当等は支払われていない。 ⑥乙氏は障害者になったことに直接基因して退職したものではない。
(3)一時所得	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険会社からの資料(抜粋) ①生命保険金の満期受取一時金(保険期間 15 年) 8,000,000 円 ②同上の支払保険料総額等 6,200,000 円 (剰余金等支払を受けた金額の合計額の控除後)
(4)譲渡所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ会員権(保有期間 10 年)の譲渡損失 500,000 円
(5)事業所得	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始日は平成 25 年 7 月 1 日 ・青色申告の承認申請日は平成 25 年 8 月 20 日で、平成 25 年 12 月 31 日現在その申請につき承認又は却下の処分はない。 ・収入金額は 18,000,000 円 なお、上記の金額には事業資金を定期預金にしたことによる預金利息 50,000 円(源泉所得税等控除前)が含まれている。 ・支出金額は以下のとおり <li style="padding-left: 20px;">事業所得の収入を得るための必要経費 13,200,000 円 <li style="padding-left: 20px;">小規模企業共済法の規定による共済契約により支払った掛金 300,000 円 (旧第 2 種共済金はない) ・乙氏が青色申告者であるならば、青色申告特別控除額は、事業所得の金額に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録し、期限内に貸借対照表と損益計算書の添付等により申告している場合に適用される金額とする。

平成 26 年論文式租税法

平成26年論文式租税法

[資料 2] 所得控除に関する資料

控除の種類	明 細 等
配偶者控除	・ 生計を一にする配偶者は平成 25 年 12 月 31 日現在 56 歳で、年間給与等(青色専従者給与ではない)の収入金額が 1,000,000 円である。
扶養控除	・ 生計を別にする長男は平成 25 年 12 月 31 日現在 28 歳で、年間給与等の収入金額が 5,000,000 円である。 ・ 生計を一にする長女は平成 25 年 12 月 31 日現在 20 歳で、収入はない。
その他	・ 社会保険料控除, 生命保険料控除, 基礎控除の合計額は 1,310,000 円である。

問 2 居住者である丙氏の、平成 25 年分の所得税の確定申告関係の下記[資料]から、答案用紙の各所定の枠に金額を記入しなさい。

[資料]

課税総所得金額	10,500,000 円
上記の内、配当所得の金額 (非上場内国法人の 1 銘柄で年 1 回の配当金に係るもの)	590,000 円

平成26年論文式租税法

[参考資料 1]

- ・ 所得税法第 28 条第 3 項の給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて下表により計算した金額とする。

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,800,000 円以下の場合	収入金額 × 40 % (65 万円に満たない場合には 65 万円)
1,800,000 円を超え 3,600,000 円以下の場合	720,000 円 + (収入金額 - 1,800,000 円) × 30 %
3,600,000 円を超え 6,600,000 円以下の場合	1,260,000 円 + (収入金額 - 3,600,000 円) × 20 %
6,600,000 円を超え 10,000,000 円以下の場合	1,860,000 円 + (収入金額 - 6,600,000 円) × 10 %
10,000,000 円を超え 15,000,000 円以下の場合	2,200,000 円 + (収入金額 - 10,000,000 円) × 5 %
15,000,000 円を超える場合	2,450,000 円

平成26年論文式租税法

- ・所得税法第30条第3項及び第5項の退職所得控除額は、勤続年数に応じ、下表により計算した金額とする。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	勤続年数×40万円 (80万円に満たない場合には80万円)
20年を超える場合	80万円+(勤続年数-20年)×70万円

[参考資料2]

- ・所得税法第89条による平成25年分の所得税の額は、課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ下表左欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

1,950,000円以下の場合	100分の5
1,950,000円を超え 3,300,000円以下の金額	100分の10
3,300,000円を超え 6,950,000円以下の金額	100分の20
6,950,000円を超え 9,000,000円以下の金額	100分の23
9,000,000円を超え 18,000,000円以下の金額	100分の33
18,000,000円を超える金額	100分の40

平成26年論文式租税法

問題 3 卸売業を営む丁株式会社(以下、「当社」という)の当課税期間(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)における以下の資料に基づき、当社の納付すべき消費税額について下記の各問に答えなさい。

1. 全般的な資料及び注意事項

- (1) 当社は、設立以来消費税の課税事業者であり、当課税期間に係る基準期間における課税売上高は20,000,000,000円であった。
- (2) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理について税込方式を採用している。なお、課税取引に適用される消費税及び地方消費税の合計の税率はすべて5%とする。
- (3) 当社の取引は、特に記載するものを除き、国内において行われたものである。
- (4) 当社が当課税期間中に行った課税仕入れ等については、その事実を明らかにする帳簿及び請求書等が、法令の記載要件をすべて満たしたうえで、適法に保存されている。
- (5) 当社が当課税期間中に行った輸出取引等は、輸出取引等であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものである。
- (6) 解答は必ず答案用紙に指定された枠内に記入すること。
- (7) 解答にあたっては、当社の納付すべき消費税額が最も少なくなるように計算すること。また、金額の計算過程において生じた1円未満の端数を切り捨てること。

2. 当課税期間中における損益科目と補足情報

(1) 売上高・売上原価

(単位：円)

科目	金額	補足情報
商品売上高	25,200,000,000	すべて課税資産の譲渡であり、うち3,150,000,000は本邦からの輸出として行われる資産の譲渡(以下「輸出売上」という)である。
商品売上原価	13,965,000,000	当期商品仕入高は13,650,000,000であり、すべて課税仕入れである。

(2) 販売費及び一般管理費

(単位：円)

科目	金額	補足情報
役員報酬	420,000,000	役員は全員経営全般に携わっている。通勤手当、現物資産の贈与は含まれていない。
給与手当	2,205,000,000	うち商品販売にのみ携わる従業員に係るものは、1,890,000,000である。なお通勤手当は含まれていない。
退職給付引当金繰入額	588,000,000	うち商品販売にのみ携わる従業員に係るものは、378,000,000である。

平成26年論文式租税法

平成26年論文式租税法

旅費交通費	93,450,000	すべて国内旅費交通費であり内訳は以下のとおり。 商品販売のための費用 53,550,000 不動産売却のための費用 525,000 管理部門の費用 39,375,000
支払運賃	315,000,000	国内売上に係る運賃 262,500,000 保税地域における輸出しようとする貨物荷役運賃 52,500,000
賃借料	577,500,000	賃借料の内訳は以下のとおり。 本社事務所 315,000,000 商品倉庫 241,500,000 社員のための借上げ社宅 21,000,000 なお、社員のための借上げ社宅 21,000,000 は、当社が家主に支払った家賃 126,000,000 と従業員負担分として当社が従業員から受取った 105,000,000 との差額として計上している。
減価償却費	210,000,000	管理部門 115,500,000 商品販売部門 94,500,000
支払手数料	147,000,000	すべて外国の販売代理店への海外での販売活動に対する手数料である。
広告宣伝費	267,750,000	商品の販売に係る広告宣伝費で、広告代理店と締結した広告請負契約に関して計上した未払費用の額 110,250,000 を含んでいるが、この広告請負契約は当課税期間終了時においてその約した役務の全部を完了していない。
貸倒損失	5,250,000	国内商品販売から生じた売掛債権に係る貸倒れ 3,150,000 取引先から購入した債権に係る貸倒れ 2,100,000
貸倒引当金繰入額	11,550,000	国内商品販売から生じた売掛債権に係る繰入額 6,300,000 輸出売上から生じた売掛債権に係る繰入額 5,250,000
交際費	9,450,000	国内商品販売のための交際費 8,400,000 使途秘匿金 1,050,000
寄附金	8,400,000	すべて公益財団法人に対する寄附である。
その他	892,500,000	すべて課税仕入れで以下が含まれている。 課税資産の譲渡等のみ要するもの 619,500,000 その他の資産の譲渡等のみ要するもの 5,250,000 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの 267,750,000

平成26年論文式租税法

(3) 営業外損益

(単位：円)

科目	金額	補足情報
受取利息	12,600,000	預金利息 1,575,000 外国子会社からの受取利息 11,025,000
受取配当金	13,650,000	すべて株式に係る受取配当金である。

平成26年論文式租税法

仕入割戻	8,400,000	商品仕入れに係る割戻である。	
売上割戻	89,250,000	国内商品販売に係る割戻し	63,000,000
		輸出売上に係る割戻し	26,250,000
売掛債権売却損	94,500,000	すべて売掛債権のファクタリングに係る割引料であり、内訳は以下のとおり。 国内商品販売から生じた売掛債権の売却 売却価格	5,176,500,000
		帳簿価格	5,250,000,000
		輸出売上から生じた売掛債権の売却 売却価格	1,029,000,000
		帳簿価格	1,050,000,000

(4) 特別損益

(単位：円)

科 目	金 額	補足情報	
土地売却益	203,700,000	国内における土地の売却であり、内訳は以下のとおり。 売却価額	2,100,000,000
		帳簿価額	1,890,000,000
		国内の不動産業者仲介手数料	6,300,000
投資有価証券売却益	105,000,000	保有する株式の子会社への現物出資に係るものであり、内訳は以下のとおり。 現物出資時の価額	1,050,000,000
		帳簿価額	945,000,000
固定資産売却損	157,500,000	本社事務所の設備を国内において売却したことによるものであり、内訳は以下のとおり。 売却価額	52,500,000
		帳簿価額	210,000,000

平成26年論文式租税法

なお、商品販売部門の費用は課税資産の譲渡等のみに要する費用であり、管理部門の費用は課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとする。また、本社事務所は管理部門及び商品販売部門が使用している。

3. 固定資産に係る事項

- (1) 当社はコンピューターを当課税期間の末日において有しているが、当該コンピューターは、平成24年4月1日において31,500,000円(税込金額)で取得し、個別対応方式により課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れとして、仕入れに係る消費税額の控除を行った。その後、平成25年10月1日に非課税業務用へ転用した。
- (2) 平成25年10月1日にリース契約により情報通信システムを導入した。当該情報通信システムは、専ら商品販売のために使用している。当該リース契約は法人税法第64条の2第1項の規定により売買があったものとされるリース取引であり、リース期間60か月にわたり、毎月2,100,000円(税込金額)のリース料を支払う(リース料総額126,000,000円)。なお、法人税法上のリース資産の取得価額は105,000,000円(税込金額)と算定されている。

4. 消費税の中間納付額

当課税期間における消費税の中間納付税額は 180,000,000 円であった。

5. その他

当課税期間における納付すべき消費税の計算に必要な情報は以上ですべて網羅されている。

問 1 当課税期間における課税売上割合を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。なお、解答欄(4)の解答に当たっては、課税売上割合の計算式における分子の金額を記入しなさい(分母の金額は解答欄(1)(2)(3)の合計額とする)。

問 2 当課税期間における課税仕入れに係る消費税額を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。

問 3 当課税期間における調整対象固定資産に係る消費税額の調整額を計算しなさい。

問 4 当課税期間における課税標準額(千円未満切り捨て)及び課税標準額に対する消費税額を計算しなさい。

問 5 当課税期間における納付すべき消費税額を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。なお、控除対象仕入税額の金額の計算に当たっては、**問 1** の計算結果にかかわらず、当課税期間における課税売上割合を 92 %として計算しなさい。